

議案第 16 号

桐生市介護保険条例の一部を改正する条例案

桐生市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 30 年 2 月 20 日提出

桐生市長 亀 山 豊 文

桐生市介護保険条例の一部を改正する条例

桐生市介護保険条例(平成 12 年桐生市条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改め、同項第 1 号中「38,800 円」を「39,600 円」に改め、同項第 2 号中「54,300 円」を「55,400 円」に改め、同項第 3 号中「58,200 円」を「59,400 円」に改め、同項第 4 号中「69,900 円」を「71,200 円」に改め、同項第 5 号中「77,700 円」を「79,200 円」に改め、同項第 13 号中「147,700 円」を「174,300 円」に改め、同号を同項第 14 号とし、同項第 12 号中「143,800 円」を「150,500 円」に改め、同号イ中「令第 39」を「令第 39 条」に改め、同号を同項第 13 号とし、同項第 11 号中「139,900 円」を「142,600 円」に改め、同号イ中「令第 39」を「令第 39 条」に改め、同号を同項第 12 号とし、同項第 10 号中「136,000 円」を「138,600 円」に改め、同号イ中「令第 39」を「令第 39 条」に、「第 12 号イ」を「第 13 号イ」に改め、同号を同項第 11 号とし、同項第 9 号中「126,700 円」を「129,100 円」に改め、同号イ中「令第 39」を「令第 39 条」に、「第 11 号イ又は第 12 号イ」を「第 12 号イ又は第 13 号イ」に改め、同号を同項第 10 号とし、同項第 8 号中「124,400 円」を「126,800 円」に改め、同号イ中「令第 39」を「令第 39 条」に改め、「、第 10 号イ」を削り、「又は第 12 号イ」を「、第 12 号イ又は第 13 号イ」に改め、同号を同項第 9 号とし、同項第 7 号中「101,100 円」を「103,000 円」に改め、同号イ中「令第 39」を「令第 39 条」に改め、「、第 9 号イ」を削り、「又は第 12 号イ」を「、第 12 号イ又は第 13 号イ」に改め、同号を同項第 8 号とし、同項第 6 号中「93,300 円」を「92,700 円」に改め、同号アを次のように改める。

ア 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 38 条第 4 項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が 80 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

第 2 条第 1 項第 6 号イ中「令第 39」を「令第 39 条」に、「第 8 号」を「第 8 号イ」に、「又は第 12 号イ」を「、第 12 号イ又は第 13 号イ」に改め、同号の次に次の 1 号を加える。

(7) 次のいずれかに該当する者 95,100 円

ア 合計所得金額が 80 万円以上 125 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態になるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

第2条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「34,900円」を「35,600円」に改める。

第4条第3項中「令第38条第1項第1号イ」を「令第39条第1項第1号イ」に、「及びハ」を「若しくはニ」に、「又は第5号ロ」を「、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロ」に、「令第38条第1項第1号から第5号まで」を「令第39条第1項第1号から第9号まで」に改める。

第7条第1項中「6箇月」を「6か月」に改める。

第12条中「第1号」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の桐生市介護保険条例第2条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議 案 説 明

議案第 16 号 桐生市介護保険条例の一部を改正する条例案

第 7 期介護保険事業計画に基づき、平成 30 年度から平成 32 年度までの第 1 号被保険者に係る保険料率等を定めるため、所要の改正を行おうとするものです。